

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会会員になろうとするときは、入会申込書を本会に提出しなければならない。

(代表者)

第3条 会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、会員権を行使する代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の代表者を変更するときも同様とする。

(退会)

第4条 会員は下記の場合には退会したのものとする。

(1) 会員から申し出があったとき。

(2) 死亡又は解散のとき。

(会費)

第5条 会員は下記の区分により会費を納めなければならない。

(1) 市町村社会福祉協議会 市町村が定める額

(2) 第1種社会福祉事業施設及び団体 年額8,000円

(3) 第2種社会福祉事業施設 年額3,000円

(4) 賛助会費

特別賛助会費（法人又は団体） 1口 年額5,000円

一般賛助会費（個人） 1口 年額3,000円

(5) 民生委員児童委員会費 一人 年額1,000円

(予算対策費)

第6条 会員は、次の区分により予算対策費を納めなければならない。

(1) 市町村社会福祉協議会

市部 年額2,500円

町村部 年額2,000円

(2) 第1種・第2種社会福祉事業施設 年額2,000円

(委任)

第7条 この規程施行について必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。